

【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 印紙税のテクニック (桑原)
- ・ リース契約の注意事項 (吉岡)
- ・ 税務調査Q&A (上谷)



印紙税のテクニック (桑原)

実務上、一番取り扱う機会が多い印紙税について3つのポイントを説明します。

○ 課税文書には消費税額を明示

印紙税は領収書等の課税文書に記載された金額により段階的に高くなります。しかし、消費税額等を区分記載することにより消費税額等の金額が明らかな場合には、消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。よって、もし1,008万円の請負においては960万円(別途消費税48万円)と記載すれば、課税対象額が1,000万円未満となり印紙税も2万円から1万円とすることができます。

○ 金額が大きな契約は契約を複数に

印紙税は課税文書ごとに課税されます。したがって、例えば金額が大きな金銭消費貸借契約書の場合は、金額を分割して契約を複数にすれば印紙税の合計額を減少させることができます。

○ 電子で契約書を作成

従来の紙の契約書をPDF等の電子記録で作成すると、課税文書の作成に該当しないため印紙税がかかりません。ただし、印鑑による捺印のかわりに電子証明書を取得し、電子署名することが必要となります。同様に、法人を設立する際に必要となる定款認証の4万円の印紙代も、電子認証を行うことでその印紙代が不要となります。まだあまり普及していない電子証明書ですが、将来的には電子で契約書を作成することが当たり前になり、印紙税自体がなくなる日が来るかもしれません。

リース契約の注意事項 (吉岡)

リース契約をする時、リース契約書を交わします。その契約書の「月々の支払額」や「総額いくら」というところに、そのうち「利息部分はいくら」といったような記載はないでしょうか。今回のお話のポイントはこれです。結論から言いますと、「うち利息部分は〇〇円」といったように明記されている場合は、されていない場合に比べて、消費税で納税が増えてしまいます。

消費税の原則的な計算方法を、簡単に説明しますと「受け取った消費税」から「払った消費税」を引いて、残りを納税するということになります。そこで先ほどの利息部分ですが、はっきりと区別して書かれている場合、「払った消費税」の計算の中に入れられません。その結果として納税が多くなるということになります。

もし可能であれば、契約書には利息と本体価格との区別はせず総額で作成してもらい、契約の後で参考資料として、支払い予定表のような計算書をもらいましょう。その計算書には支払額の内利息部分がいくらとはっきり書いてあっても問題ありません。リース契約の際には一度確認してみてください。

税務調査Q&A (上谷)

今年も残すところあと2か月をきってしまいました。そろそろ年末にむけて忙しくなりそうなこの時期は実は税務調査のシーズンでもあります。もしかすると、この記事を読んでおられる皆様の中にも「来週税務調査がくるんやけど、どうしよう…」と憂鬱になられている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？ そんな方々のために、今回は「税務調査のポイント」をQ&A方式で簡単にご紹介します。

Q1 「税務調査＝マルサ」というイメージがあるのですが…？

A1 確かに大口・悪質な脱税を狙った国税局査察官(マルサ)による強制調査も行われますが、実際は「申告の内容について確認をする」ための任意調査がほとんどです。あらかじめ脱税の事実をつかんでいるわけではなく、事前に調査の予定日も税務署側から連絡してくれます。ただし、飲食店などの現金商売の業種については、事前に連絡がない「無予告調査」が実施される場合もありますので注意が必要です。

Q2 どんな会社が税務調査の対象になるのでしょうか？

A2 調査対象の選定は税務職員が個々の判断で行います。下記のような場合は調査対象として選定されやすい傾向にあります。

- ①税務署で税務調査重点業種に指定されている業種を行っている場合
- ②企業の業績に著しい変化があった場合(業績が急激に向上した、多額の貸倒があるなど)
- ③土地建物の取引があった場合
- ④個人企業から法人成りした場合

Q3 先日、税務署から電話があり、来週税務調査を受けることになりました。開業以来初めての税務調査なのですが、税務調査を受けるにあたっての注意点などはありますか？

A3 ここでは税務調査を受けるにあたっての心得3つをあげます。

① 段通りの対応で

税務調査がくるとなると、なんとなく落ち着かないものです。しかもそれが初めてとなると緊張するのは当然です。しかし、通常のお仕事と同様、冷静さを失ってしまえばスムーズにいかないことが多くなります。最初から気おくれしてドキドキせず、正々堂々とした態度で臨めば調査官が「この会社には不正はなさそうだな」と感じることもあるでしょう。

②聞かれたことだけ答える

初めての税務調査ですと、興奮してしまいいつもより口数が増えたりする傾向があります。そうすると、聞かれていないことまで延々と話してしまい、結果的に調査官に調査の糸口を与えてしまうこととなりますので、十分な注意が必要です。

③曖昧な答えはしない

調査官の質問の意味がよくわからないまま答えると、自分の意図しない内容まで答えてしまうことがあります。不明な点・曖昧な点については無理に答えようとせず素直に「わかりません」と答えるようにしましょう。また、時間をかければ明確になる場合もありますが、そういった場合も「後で調べます」というような回答でワンクッションおきましょう。間違いや誤解を生まないよう、顧問税理士と相談してから回答するのがベストでしょう。

少しは税務調査がどういったものかがおわかり頂けましたでしょうか？他に税務調査に関する疑問・ご質問がございましたら、弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。